

港湾環境整備施設使用料

種 別		単 位	金 額	
行商、募金その他これらに類する行為		1日	1,010円	
業として行う写真の撮影その他これに類する行為		1日	5,090円	
業として行う映画の撮影その他これに類する行為		1日	10,180円	
興行		1日1平方メートルまでごとに	10円	
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し		1日1,000平方メートルまでごとに	2時間未満	250円
			2時間以上 4時間未満	500円
			4時間以上 8時間未満	1,010円
			8時間以上	1,520円
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し		1日1,000平方メートルまでごとに	4時間未満	1,270円
			4時間以上 8時間未満	2,540円
			8時間以上	3,810円
駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円
			3時間以上 5時間未満	400円
			5時間以上 8時間未満	600円
			8時間以上	800円
	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円
			3時間以上 5時間未満	800円
			5時間以上 8時間未満	1,200円
			8時間以上	1,600円
照明施設		1基1回1時間までごとに	1,520円	
バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回	500円	
	かまど付き	1箇所1回	1,010円	

備考

- ア 普通自動車及び大型自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪のものを除く。）のうち、それぞれ規則で定める大きさ（※1）のものをいう。
 - イ バーベキュー施設の1回の利用時間（※2）は、規則で定める。
 - ウ バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、規定使用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- ※1 普通自動車 幅2.1メートル未満かつ長さ5.4メートル未満
大型自動車 幅2.1メートル以上又は長さ5.4メートル以上
- ※2 バーベキュー施設の1回の利用時間
9月～6月 10時～16時
7月及び8月 10時～15時又は16時～20時の2部制。